



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年7月7日火曜日 第2080号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	641
公有水面埋立免許.....	641
土地改良区の定款変更の認可.....	642
土地改良事業の工事完了の届出(4件).....	642

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表(2件).....	643
------------------------	-----

雑 報

平成21年度行政書士試験の実施について.....	644
--------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第926号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、平成21年6月17日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成21年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
21	愛媛県獺友会 松山支部 青木義隆	1 代表者氏名 青木義隆	1 代表者氏名 赤松守

○愛媛県告示第927号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成21年7月7日

伯方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

1 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲535番18から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙192番19までの地先公有水面

2 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲535番16から同市伯方町木浦字西須ノ頭甲535番18までの地先公有水面

イ 区域

1 工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+3.27メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町木浦字池ノ奥乙316番1、国土地理院「木浦」三等三角点)は、北緯34度12分35.4416秒、東経133度07分03.6345秒の地点

1点は、基点から真北135度23分20秒450.27メートルの地点

2点は、1点から真北237度27分35秒15.15メートルの地点

3点は、2点から真北237度27分35秒20.41メートルの地点

4点は、3点から真北327度32分21秒1.68メートルの地点

5点は、4点から真北237度33分54秒7.04メートルの地点

6点は、5点から真北327度38分41秒11.41メートルの地点

7点は、6点から真北237度39分38秒0.60メートルの地点

8点は、7点から真北327度38分03秒3.00メートルの地点

2 工区

次の9点から1点までを順次直線で結んだ線並びに1点と9点を結ぶ平成20年の春分の満潮位(D.L.+3.27メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町木浦字池ノ奥乙316番1、国土地理院「木浦」三等三角点)は、北緯34度12分35.4416秒、東経133度07分03.6345秒の地点

9点は、基点から真北119度06分13秒568.27メートルの地点

10点は、9点から真北189度12分07秒3.04メートルの地点

11点は、10点から真北279度12分40秒0.60メートルの地点

12点は、11点から真北189度11分15秒14.60メートルの地点

13点は、12点から真北254度50分52秒14.47メートルの地点

14点は、13点から真北167度56分39秒1.24メートルの地点

15点は、14点から真北257度58分06秒1.90メートルの地点

16点は、15点から真北347度57分04秒0.70メートルの地点

17点は、16点から真北257度57分35秒20.00メートルの地点

18点は、17点から真北167度57分04秒0.70メートルの地点

19点は、18点から真北257度57分28秒2.98メートルの地点

20点は、19点から真北167度37分51秒0.12メートルの地点

21点は、20点から真北254度50分41秒5.94メートルの地点

22点は、21点から真北166度23分17秒1.02メートルの地点

23点は、22点から真北256度21分39秒1.40メートルの地点

24点は、23点から真北346度21分39秒0.70メートルの地点

25点は、24点から真北 256 度21分14秒 29 .00 メートルの地点
 26点は、25点から真北 166 度18分03秒0 .70メートルの地点
 27点は、26点から真北 256 度32分21秒1 .40メートルの地点
 28点は、27点から真北 346 度31分01秒0 .18メートルの地点
 29点は、28点から真北 254 度50分54秒110 .16メートルの地点
 2 点は、29点から真北 327 度33分26秒 16 .56 メートルの地点
 1 点は、2 点から真北57度27分35秒 15 .15 メートルの地点

ウ 面積

1 工区 625 .52平方メートル
 2 工区 3 ,447 .42平方メートル
 合 計 4 ,072 .94平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

1 工区
 今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番18から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番28までの地先公有水面及び同市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番18から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番19までの陸域

2 工区

今治市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番11から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番28までの地先公有水面及び同市伯方町木浦字西須ノ頭甲 535 番 2 から同市伯方町木浦字岩ヶ峯乙 192 番24までの陸域

イ 区域

1 工区

次のA点からF点までを順次直線で結んだ線及びF点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市伯方町木浦字池ノ奥乙 316 番 1、国土地理院「木浦」三等三角点）は、北緯34度12分 35 .4416 秒、東経 133 度07分 03 .6345 秒の地点

A点は、基点から真北 133 度08分56秒394 .73メートルの地点

B点は、A点から真北 150 度05分01秒 57 .93 メートルの地点

C点は、B点から真北 237 度27分35秒 72 .60 メートルの地点

D点は、C点から真北 327 度38分34秒 16 .53 メートルの地点

E点は、D点から真北58度17分21秒 30 .00 メートルの地点

F点は、E点から真北 332 度14分34秒 41 .93 メートルの地点

2 工区

次のA点からB点までを順次直線で結んだ線及びB点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市伯方町木浦字池ノ奥乙 316 番 1、国土地理院「木浦」三等三角点）は、北緯34度12分 35 .4416 秒、東経 133 度07分 03 .6345 秒の地点

A点は、基点から真北 133 度08分56秒394 .73メートルの地点

G点は、A点から真北61度21分43秒 23 .58 メートルの地点

H点は、G点から真北79度46分42秒191 .41メートルの地点

I点は、H点から真北 100 度01分03秒 25 .31 メートルの地点

J点は、I点から真北 184 度40分55秒9 .62メートルの地点

K点は、J点から真北 214 度17分05秒 23 .94 メートルの地点

L点は、K点から真北 229 度26分16秒 10 .49 メートルの地点

M点は、L点から真北 189 度13分16秒 11 .40 メートルの地点

N点は、M点から真北92度44分17秒 28 .18 メートルの地点

O点は、N点から真北 188 度53分43秒153 .62メートルの地点

P点は、O点から真北 263 度25分36秒190 .35メートルの地点

C点は、P点から真北 327 度38分34秒108 .73メートルの地点

B点は、C点から真北57度27分35秒 72 .60 メートルの地点

ウ 面積

1 工区 2 ,977 .22平方メートル
 2 工区 44 ,494 .42平方メートル
 合 計 47 ,471 .64平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 埋立免許年月日

平成21年 7月 7日

○愛媛県告示第 928 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、東温市下林上土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 7月 7日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 929 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 7月 7日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	源平谷地区	平成21年 3月19日

○愛媛県告示第 930 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、東温市吉久土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 7月 7日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	板戸地区	平成21年 3月19日

○愛媛県告示第 931 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 7月 7日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	袖寿之木地区	平成21年 3月10日

○愛媛県告示第 932 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、東温市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 7月 7日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	井内上地区	平成21年 3月31日

監 査 公 表

○公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 7月 7日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
 同 明 比 昭 治
 同 河 野 忠 康
 同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日		
保 健 福 祉 課		平成20年10月17日		
(監 査 の 結 果)				
1 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金については、収入未済額の縮減に一層努められたい。				
区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	

19年度	0	140,000	140,000
18年度	0	140,000	140,000
差引増減	0	0	0

2 生活安定資金貸付金償還金については、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	0	53,795,855	53,795,855	
18年度	0	55,944,270	55,944,270	
差引増減	0	2,148,415	2,148,415	

(措 置 の 内 容)

1 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金は、受給者が給付規則に反して他の修学資金を受給していたため、平成11年度に支給決定時に遡って取り消したことにより発生したものであり、これまで148,000円が返納され、平成19年度末の未収入金は140,000円となっている。平成20年度も引き続き地方局を通じ、返納の指導を行った結果、4,000円の納付があったものの、低所得者であることから返納は滞っており、平成20年度末現在の未収入金は136,000円となっている。

今後も完納に向けて継続的に指導を行っていくこととしている。

2 未収入金の収入確保については、市町に対し、市町担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促を行い、その結果を県に報告するよう、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請している。

その結果、平成19年度末の未収入金53,795,855円のうち、平成20年度は773,825円を回収したほか、1,114,700円を不納欠損処分した。平成20年度末の未収入金は51,907,330円となっている。

今後とも借受人の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

○公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 7月 7日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
 同 明 比 昭 治
 同 河 野 忠 康
 同 和 氣 政 次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成20年 9月 8日

(監 査 の 結 果)

1 生活保護費戻入金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	260,000	224,680	484,680	
18年度	234,680	10,000	244,680	
差引増減	25,320	214,680	240,000	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	640,797	3,495,909	4,136,706	
18年度	375,612	3,541,626	3,917,238	
差引増減	265,185	45,717	219,468	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	128,400	1,653,364	1,781,764	
18年度	128,400	1,631,319	1,759,719	
差引増減	0	22,045	22,045	

(措置の内容)

1 過年度収入未済額については、改めて催告書を送付するとともに、臨戸訪問により滞納者と面接を行い、納入指導を行った。

その結果、前年度からの滞納繰越額 244,680 円に対し、20,000 円の納入がなされた。

なお、平成19年度(現年度)において、新たに戻入金の未納が発生したため、平成19年度末の収入未済額は 484,680 円となった。

平成20年度において、訪問や文書通知等により納入指導を行った結果、130,000 円の納入があったものの、新たに戻入金の未納が発生したため、平成20年度末の収入未済額は 1,113,136 円となった。

今後も引き続き、訪問や文書通知等により納入指導を行い、収入確保に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時において、母子自立支援員と連携して、制度の説明と適正な償還計画の指導、貸付決定時における連帯保証人への貸付決定通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めるとともに、納付がなかった者に対しては、督促状の発送、借主若しくは連帯保証人への電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額 5,918,470 円に対し、433,122 円の償還(償還率 7.3%)となっており、滞納者20名中13名から一部納入を得ることができた。

しかしながら、急激な景気後退による就労環境の悪化や借主の疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多く、平成21年4月30日時点の償還未済額は、6,524,758 円と多くなっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

雑 報

○ 公 告

平成21年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自

治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

平成21年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成21年11月8日(日)午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市文京町3番 愛媛大学 城北キャンパス

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成21年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成21年8月3日(月)から9月4日(金)まで

イ 受付場所

(財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月4日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所については才を御覧ください。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成21年8月3日(月)から8月28日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月

28日必着のこと。)

名称 (財)行政書士試験研究センター
住所 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

(1) 窓口配布

a 配布期間

平成21年 8月 3日(月)から 9月 4日(金)まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成21年 8月 3日(月)午前9時から 9月 1日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月1日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(9月1日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター
電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って(財)行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成22年 1月25日(月)午前9時

(2) 方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階	午前9時から午後5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部新行政推進局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時30分から
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課	西条市喜多川796-1	午後5時15分まで